

静岡県市町村職員年金者連盟規約

制定 昭和45年 6月 18日
改正 昭和46年 1月 13日
改正 昭和47年 3月 10日
改正 昭和47年 6月 20日
改正 昭和49年 4月 1日
改正 昭和51年 4月 1日
改正 昭和57年 4月 1日
改正 昭和59年 7月 1日
改正 昭和60年 6月 25日
改正 昭和61年 4月 1日
改正 昭和62年 4月 1日
改正 平成 2年 4月 1日
改正 平成 3年 6月 19日
改正 平成 4年 4月 1日
改正 平成 5年 4月 27日
改正 平成 6年 4月 1日
改正 平成14年 4月 1日
改正 平成15年 6月 17日
改正 平成16年 6月 9日
改正 平成16年10月 8日
改正 平成17年 3月23日
改正 平成17年 6月21日
改正 平成18年 3月22日
改正 平成18年 6月 7日
改正 平成19年 4月 1日
改正 平成20年 4月 1日
改正 平成21年 3月18日
改正 平成22年 6月11日
改正 平成26年 4月 1日
改正 平成29年 4月 1日
改正 平成30年 4月 1日
改正 令和 4年 6月 8日

(名 称)

第1条 この連盟は、静岡県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）という。

(目 的)

第2条 連盟は、会員の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 連盟の事務所は、静岡県静岡市駿河区南町14番25号静岡県市町村職員共済組合

事務局 内に置く。

(会 員)

第4条 連盟の会員は、次の各号に掲げる者で、連盟の趣旨に賛同した者とする。

(1) 静岡県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員であった者（常時勤務を要する再任用職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）又はその者の遺族で、全国市町村職員共済組合連合会において、年金が決定されている者（以下「年金受給者」という。）

(2) 共済組合の組合員であった者のうち、60歳以上で年金の支給開始年齢に達していないため、年金が決定されていない者（以下「年金待機者」という。）

(支 部)

第4条の2 連盟に支部を置き、支部は別表第1に掲げる市町村（当該市町村の区域内に所在する一部事務組合を含む。）ごとに当該地区内の会員をもって組織する。ただし、最終退職時の市町村の支部の会員となることができる。

2 支部の運営については、当該支部の定めるところによる。

3 連盟は、別に定めるところにより、支部に交付金を支給するものとする。

(事 業)

第5条 連盟は、第2条の目的を達成するため次の事業を行うものとする。

(1) 経済情勢に即応する年金の額の改定等年金受給者の処遇改善に関する必要な事項

(2) 会員相互の親睦及び研鑽を図るため必要な事項

(3) その他目的達成のために必要な事項

(総 会)

第6条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年2回、臨時総会は会長が必要と認めるとき、会長がこれを招集する。

3 総会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。

4 総会は、総会議員をもって構成し、総会議員は支部長をもって充てる。

5 総会は、規約の改正、事業計画、予算及び決算を審議する。

6 総会は、総会議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 総会議員は、病気その他やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、他の者を代理人として、議決権を行うことができる。この場合において、代理人である者は、総会議員である者の委任状を開会前に議長に提出しなければならない。

(審議等の省略)

第6条の2 災害その他やむを得ない事由により、総会を開催することができないなどの不測の事態が生じたとき、会長が総会の審議を目的とする事項について提案した場合において、総会議員の過半数以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、前条第5項の規定にかかわらず、その提案を可決する旨の総会の審議があったものとみなす。

- 2 前項の不測の事態が生じたとき、会長が総会議員の全員に報告すべき事項を通知した場合において、総会議員の過半数以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は総会への報告があったものとみなす。

(理事会)

第7条 理事会は、必要があるとき、会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、定数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 理事会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。

(役員)

第8条 連盟に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 9名 監事 3名

(役員職務)

第9条 会長は、連盟を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、総会の提案事項及びその他運営に必要な事項を審議する。
- 4 監事は、連盟の会計を監査する。

(権限の委任等)

第10条 会長は、その権限に属する事務の一部を事務局長その他の連盟職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

(役員選挙)

第11条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

- 2 理事及び監事は、各選挙区の総会議員の互選とする。
- 3 総会議員の選挙する理事及び監事の選挙区並びにその選挙区において選挙する理事及び監事の数は、別表第2のとおりとする。
- 4 理事及び監事に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 前各項に規定するものを除くほか理事及び監事の選挙の実施に関し必要な細目は、会長が別に定める。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問)

第13条 連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、総会及び理事会に出席し、運営に関与することができる。

(事務局及び職員)

第14条 連盟に事務局を置き、事務局長及びその他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

(会計年度)

第 15 条 連盟の会計年度とは、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

(経 費)

第 16 条 連盟の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 17 条 会員は、毎年度次の各号により会費を負担する。

(1) 年金受給者

次の区分により計算した額が 500 円未満のものについては 500 円とし、その額が 500 円を越えるものについて 100 円未満の端数を生じたときは 50 円以上は 100 円とし、50 円未満は切り捨てるものとする。

イ 老齢・退職を給付事由とする年金が決定されている会員

支給年金額の 1,000 分の 3

ロ 障害または死亡を給付事由とする年金が決定されている会員

支給年金額の 1,000 分の 1.5

(2) 年金待機者

年会費 1,000 円の定額とする。

2 年度中途において、年金受給者が連盟に加入した当該年度分の会費の計算については、加入後年度内に受けることとなる金額をもって支給年金額とする。

3 年金受給者の会費は、毎年度初期支給に係る年金（年度中途において会員となった者の当該年度分の会費については、会員となった日以後における最初の支給期に係る年金）から控除を受けて納入する。

4 年金待機者から年金受給者に切替る年度の会費は、年金待機者の会費とする。

5 年金受給者で第 3 項による会費納入期に支給される年金から会費の控除ができない者及び年金待機者の会費は、会長の定める期限までに直接連盟に払い込むものとする。

6 年金受給権の消滅等により会員の資格を失った場合、又は年金の種別変更等により会費の額に異動があった場合においても、当該年度の会費の払い戻し又は減額は行わない。

(報酬及び旅費)

第 18 条 役員、顧問及び総会議員（この条において「役員等」という。）には報酬を支給しない。

2 役員等及び職員は、その職務を行うために要する旅費の支給を受けることができる。

(補 則)

第 19 条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、昭和 45 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 47 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 47 年 6 月 20 日から施行する。ただし、第 4 条の 2 に規定する支部が組織されていない地区の理事である役員については、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の規約第 10 条の規定により選任された理事（改正後の第 6 条第 4 項の規定による総会議員に限る。）は、改正後の規約第 11 条の規定により選挙されたものとみなす。

附 則

この規約は、昭和 60 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 年 6 月 19 日から施行し、平成 3 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 5 年 4 月 27 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規約による改正後の第 8 条、及び別表第 2 の規定は、施行日以後に到来する役員
の選任及び理事の選挙から適用し、同日前の選挙については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規約による改正後の第8条、第11条及び別表第2の規定は、施行日以後に到来する役員の選挙の日から適用し、同日前の役員の選任及び理事の選挙については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成15年6月17日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年10月8日から施行し、平成16年7月20日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年3月23日から施行し、平成17年1月17日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年6月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、「金谷町」を削除する改正は平成17年5月5日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年3月22日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
別表第1中「天竜市」、「浜北市」、「春野町」、「龍山村」、「佐久間町」、「水窪町」、「舞阪町」、「雄踏町」、「細江町」、「引佐町」及び「三ヶ日町」を削る規定 平成17年7月1日

別表第1中「中川根町」を削り、「本川根町」を「川根本町」に改める規定 平成17年9月20日

別表第1中「島田市」の次に「牧之原市」を加え、「榛原町」及び「相良町」を削る規定 平成17年10月11日

- 2 この規約による改正後の第8条及び別表第2の規定は、施行日以後に到来する任期満了による役員の選挙の日から適用し、同日前の役員選挙については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成18年6月7日から施行し、平成18年3月31日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

別表第 1

下 田 市	牧 之 原 市	長 泉 町
伊 東 市	御 前 崎 市	小 山 町
熱 海 市	菊 川 市	吉 田 町
伊 豆 市	掛 川 市	川 根 本 町
伊 豆 の 国 市	袋 井 市	森 町
三 島 市	磐 田 市	
沼 津 市	浜 松 市	
裾 野 市	湖 西 市	
御 殿 場 市	東 伊 豆 町	
富 士 市	河 津 町	
富 士 宮 市	南 伊 豆 町	
静 岡 市	松 崎 町	
焼 津 市	西 伊 豆 町	
藤 枝 市	函 南 町	
島 田 市	清 水 町	

別表第 2

選 挙 区		理事の数	監事の数
第 1 区	下田市・伊東市・熱海市・伊豆市・伊豆の国市・ 三島市・沼津市・裾野市・御殿場市・ 東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町・ 函南町・清水町・長泉町・小山町	3	1
第 2 区	富士市・富士宮市・静岡市・焼津市・藤枝市・島田市	3	1
第 3 区	牧之原市・御前崎市・菊川市・掛川市・袋井市・ 磐田市・浜松市・湖西市・吉田町・川根本町・森町	3	1